

# 大阪市産後ケア事業の利用登録申請をされた方へ

産後ケアは、母親の心身のケアや育児サポートを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的にしています。保育や託児、家事代行のサービスではありません。 事業趣旨やサービスの内容をご理解のうえご利用ください。

## 利用の流れ



①申請確認結果の到着



②希望施設への  
利用予約



③施設や自宅にて  
産後ケアの利用



④利用料のお支払い  
アンケート記入



### ①申請確認結果の到着

利用申請いただいた後、区保健福祉センターより申請内容の確認結果として「利用登録承認通知書」、または「利用登録不承認通知書」を郵送等で送付します。



### ②施設への利用予約

「利用登録承認通知書」が届いたら、利用施設一覧をご確認のうえ、直接、利用希望施設に予約の連絡をしてください。

※施設の予約状況や受入月齢により、ご希望に添えない場合があります。



利用施設一覧

- 施設からは、児の月齢、利用希望の日時・サービスのほか、承認されている利用期間・利用可能日数等の確認があります。
- 遅くともご利用日の前々日までに申し込みください。
- 必要な持ち物や利用にあたってのご質問については、利用施設に確認してください。



### ③産後ケアの利用

利用当日に、必ず「利用登録承認通知書」を持参してください。サービス内容は裏面をご確認ください。



### ④利用料のお支払い・アンケート記入

利用料は、直接、施設にお支払いください。施設までの交通費は自己負担となります。

利用時間を短縮されたり、食事回数を減らしても利用料は変わりません。

利用終了時に、アンケートの記入をしてください。また、利用施設に「利用登録承認通知書」裏面の「施設・事業者記載欄」と「母子健康手帳」の「産後ケアの記録」に利用履歴を記入してもらってください。

1日あたり利用料	ショートステイ（宿泊）	デイケア（通所）	アウトリーチ（訪問）
課税世帯	2,125円	1,500円	500円
非課税・生活保護世帯	1,250円	1,000円	0円

ショートステイ（課税世帯）1泊2日利用の場合、2,125円×2日=4,250円が利用料になります。

利用の変更、キャンセルする場合、ご利用日の前々日の午後5時までに施設に連絡してください。ご利用日の前々日の午後5時以降のキャンセルについては、予約した施設へ直接出向き、キャンセル料（上記の利用料と同額）をお支払いしてください。

## 利用にあたっての注意事項

### ～承認外の利用～

- ✓ 「利用可能日数」を超えた利用、「利用期間」を過ぎた利用、施設の「受入月齢」を超えた利用の場合、承認外の利用となり、実費相当分のご負担が発生しますのでご留意ください。
- ✓ 必ず、ご自身で「利用登録承認通知書」に記載される「利用可能日数」や「利用期間」、裏面の利用履歴欄をご確認ください。また、児の月齢が施設の受入月齢を超えていないかを確認のうえ、ご予約ください。

### ～利用日数・回数～

- ✓ 1回の出産における利用可能な最大日数は、ショートステイ7日、デイケア7日、アウトリーチ5日となっており、1日のうち利用できるサービスは、いずれか1つのみです。また、アウトリーチは、概ね2～3時間程度のサービスですが、1日1回までです。
- ✓ ショートステイ、デイケア、アウトリーチの利用可能日数を入れ替えることはできません。

- ショートステイの日数カウントは、1泊2日の利用で2日分、2泊3日の利用で3日分、1泊2日を2回利用で4日分となります。
- 6日分のショートステイを既に利用している場合は、さらに1泊2日のショートステイを利用すると計8日となり、利用可能日数を超えるため、ショートステイを利用できません。

### ～サービス内容～

- ✓ 産後ケアは、大阪市が定めた範囲のサービス内容を施設が提供するものです。
- ✓ 本事業の趣旨や提供範囲を超えるご要望には、ご対応できない場合があります。また、別途料金が発生する場合もありますので事前に施設にご確認ください。
- ✓ 母子のいずれかが体調不良（感染症疾患等）や入院治療が必要な場合は利用できません。

ショートステイ (宿泊)	1泊2日(5食)	(主な提供サービス) ・ からだサポート…お母さんの体調管理、乳房ケア、おっぱい相談など ・ こころサポート…育児相談、お母さんのこころの休養など ・ 育児サポート…沐浴方法、授乳方法の指導、発育発達に関する助言など ※託児や保育のサービスは含まれません。
デイケア (通所)	1日(2食)	
アウトリーチ (訪問)	1回2時間程度	

### ～再交付申請～

- ✓ 「利用登録承認通知書」を汚損・紛失された場合は、再発行できます。「再交付申請書」を区保健福祉センターへ提出してください。

### ～利用期間後の新規申請～

- ✓ 利用期間の終了後（又は終了前）、その後も産後ケアの利用希望がある場合、新たに利用登録申請が必要です。既に交付している「利用登録承認通知書」を持参し、利用を希望する日の2週間前までにご申請ください。

大阪市 区保健福祉センター  
TEL 06- 9882 (事務担当： )  
06- 9968 (保健師： )